

## 付 議 第 3 号

### 高知県教育委員会事務委任規則の一部を 改正する規則議案

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

## 高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の目的

職員の退職手当に関する条例の改正に伴い、退職手当管理機関として行う退職手当の返納等の不利益処分等について、その適正な運用を期するため、教育委員会の付議事項としようとするもの。

### 2 改正の主な内容

教育長への委任の除外項目に「退職手当管理機関として処分等を行うこと」を追加する。(第2条)

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成21年10月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

**高知県教育委員会規則第 号**

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第37号を第38号とし、第10号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 退職手当管理機関として処分等を行うこと。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会事務委任規則 (抜粋)

本則

(委任事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(8) 略

(9) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに県費負担教職員の任免その他の進退を行うこと。

(10) 退職手当管理機関として処分等を行うこと。

(11)～(15) 略

(16) 法令又は条例に基づく附属機関に対して重要な諮問を行うこと。

(17)～(38) 略

旧

高知県教育委員会事務委任規則 (抜粋)

本則

(委任事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(8) 略

(9) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに県費負担教職員の任免その他の進退を行うこと。

(10)～(14) 略

(15) 法令又は条例に基づく附属機関に対して重要な諮問を行うこと。

(16)～(37) 略